

「やまぼうし指定通所介護事業所」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(佐伯市指定 第 4490500073 号)

(2025 年 04 月 01 日現在)

当事業所は、ご利用者に対して認知症対応型通所介護サービス並びに介護予防認知症対応型通所介護サービス（以下「指定通所介護」といいます。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

1. 施設経営法人

- 法人名 社会福祉法人 双 樹 会
- 法人所在地 大分県佐伯市大字池田 1 6 9 9 番地の 7
- 電話・FAX 電話：0972-23-3000 FAX：0972-23-0330
- 代表者氏名 理 事 長 長 門 仁
- 設立年月日 平成 9 年 7 月 2 3 日

2. ご利用事業者の概要

(1) 名称等

事業所の名称	やまぼうし指定通所介護事業所 (デイサービスセンター やまぼうし)
事業所の所在地	〒876-0025 佐伯市大字池田字山ノ田 1689 番地 1
管理者の氏名	所 長 阿 部 舞
電話・FAX	電話:0972-20-3133 FAX:0972-20-3134
事業所番号	第 4 4 9 0 5 0 0 0 7 3 号
通常の事業実施地域	佐 伯 市
事業所の目的	指定通所介護サービスは、介護保険法に従い、ご利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としてサービスを提供します。
事業所の基本方針	ご利用者が居宅において、日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い利用者の孤立感の解消・心身機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から土曜日の6日間 日曜日及び12月31日から1月3日までの年末年始を休日とする。
営業時間	午前8時00分から午後5時00分までとする

(3) 職員の配置状況

事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスの提供に際して、次の職員を配置します。

管理者	常勤兼務 1名	介護職員	常勤 3名
生活相談員	常勤 1名	機能訓練指導員	看護職員兼務
看護職員	常勤、非常勤各1名		

(4) 設備の概要

定員	12名	静養室	16.94㎡
食堂	19.20㎡	相談室	9.60㎡
機能訓練室	35.53㎡	送迎車	配置
浴室	5.91㎡		

3. 事業所が提供するサービス内容と利用料金

(1) サービス内容

食 事	●当施設では献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を配慮し食事を提供します。 ●ご利用者が、一人で食べられない方は食事介助をいたします。
入 浴	●入浴は居宅サービス計画により利用できます。 ●一人で入浴できない方でも介助により入浴できます。 また、ご利用者の状態により清拭をいたします。 ●口腔衛生（歯磨き等）の手伝いもいたします。
排 泄	●排泄介助をいたします。
機 能 訓 練	●居宅サービス計画により、ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、またはその減退を防止するため訓練を実施します。
健 康 管 理	●看護職員により、健康チェックを行います。
そ の 他	●通所にかかる送迎を行います。

(2) サービス利用料金 (1日当たり)

お支払いいただく各サービス利用料(法定代理受領分:1割・2割・3割負担)は、別紙のとおりです。ただし、制度改正等により変更を生じることが在ります。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用の負担額を変更いたします。

(3) その他の費用

次の料金は、ご利用者の負担となります。

送迎代	無料
食材料費	1回当たり 550円
パッド・パンツ・オムツ類代	自己負担
その他	行事、レクレーション等利用料をいただく事態が発生した場合、その都度ご利用者と協議のうえ定めます。(原則無料)

ご利用のキャンセルは、ご利用日の当日午前8時00分までに必ずご連絡ください。

(4) 利用料金のお支払い方法

ご利用いただきました利用料金は1ヶ月ごとに計算し、請求いたしますので翌月20日までにお支払い下さい。

お支払い方法は、銀行振込み、現金納付の中から選んで下さい。

○銀行振込み

下記指定口座へ振込みください。なお、この場合の手数料はご利用者様負担となります。

大分銀行佐伯支店／普通預金：口座番号 5361156

名義 やまぼうし指定通所介護事業所 所長 阿部舞

○現金納付

施設窓口で現金でお支払い下さい。また、送迎時に職員に渡していただいても結構です。(この場合、領収書は後日となります)

4. 解約権

ご利用者は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができませんが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、契約を解除していただくことになります。

- ①事業者が解散した場合、破産した場合また止むを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ②施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ③当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ④契約が終了した場合
- ⑤ご利用者から解約の申し出があった場合
- ⑥事業者から解約の申し出を行った場合

5. 虐待の対応方法

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、つぎに掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止に関する責任者は管理者です。
- ② 成年後見人制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従事者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、医師、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡し、必要な処置を講じます。

医 師 (事業所協力病院)	氏 名	長門記念病院 院長 後藤陽一郎
	連絡先	0 9 7 2 - 2 4 - 3 0 0 0
ご 家 族	氏名(続柄)	
	連絡先	
	その他	
主 治 医	医療機関名	
	連絡先	

7. 非常災害対策

非常時の対策	従業者により、ご利用者の避難等の措置を講じます。
防災計画	施設の防災計画により実施します。
防災設備	定期的に施設の防災設備点検を実施します。
防災訓練	施設の防災訓練に合わせ実施します。

・ サービス内容に関する苦情、相談

当事業所における苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

- ・ 当事業所における 受付窓口（担当者） 相談員：阿部 舞
- ・ 窓口受付 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8時～17時


公的機関でも、次の窓口で受け付けます。

佐伯市役所 介護保険担当課	佐伯市中村南町1番1号 電話 0972-22-3117（代） 受付時間 毎週月曜～金曜日
大分県国民健康保険 団体連合会	大分市大手町2-3-12 電話 097-534-8475 受付時間 毎週月曜～金曜日
大分県社会福祉協議会	大分市大津町2-1-41 電話 097-558-0300

令和 年 月 日

通所介護サービスの提供の開始に当り、ご利用者に対して、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 佐伯市大字池田字山ノ田 1689 番地 1
やまぼうし指定通所介護事業所

説明者 阿部舞 

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所
氏 名 

利用者代理人 住 所
氏 名
続 柄 